
令和5年度第2回北区子ども・子育て会議子どもの未来応援プラン部会 議事要旨

[開催日時] 令和5年6月30日(金)午後6時30分～午後7時47分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - ① 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
 - ② 「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について

3 その他

4 閉会

[出席者] 岩崎美智子 部会長 久保田 遼 委員 我妻 澄江 委員
小野澤哲男 委員 影澤 博明 委員 奥村 宏 委員
野田 忠 委員 大島 幸子 委員

[配布資料]

資料1	■次世代育成支援行動計画
資料2	5月の子ども・子育て会議部会での意見
資料3	「次世代育成支援行動計画」の体系
資料4	「次世代育成支援行動計画」の施策目標(赤字修正版)
資料5	■子どもの未来応援プラン
資料6	子どもの未来応援プラン 掲載イメージ
資料7	(現行計画)子どもの貧困対策に関する指標
資料8	(新計画案)子どもの貧困対策に関する指標
資料9	(仮称)北区子ども条例の基本的な考え方(案)
資料10	(仮称)北区子ども条例アンケート(案)
資料11	条例に関して6月7日の子ども・子育て支援計画部会が出された主なご意見

【部会長】

皆様、こんばんは。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回北区子ども・子育て会議子どもの未来応援プラン部会を始めます。

初めに、本日は傍聴席を用意しました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

さて、本日も皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の会議は、先ほど申しましたように、令和5年度第2回北区子ども・子育て会議子どもの未来応援プラン部会の会議となります。新型コロナウイルス感染症に関しましては、5月8日に感染症法上の位置づけが5類に移行して以降、徐々に日常を取り戻しつつある一方で、この夏、第9波の可能性も報じられています。引き続き、感染予防策を取りながらも、子どもたちや子育て家庭の支援が止まることのないよう、今後とも皆様のお力をお借りして取り組んでいければと思います。

それでは、事務局から本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは、事務局です。

まず、本日の出欠確認からいたします。本日は欠席者0名、出席者8名ということで定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日、席上に配付しました資料の確認をいたします。

まず、ホチキス留めの資料になります。

それから、出席委員の席次表A4、1枚になります。

それから、本日は子ども・子育て支援計画2020と北区子どもの未来応援プランの2冊の計画冊子をお持ちいただくようご案内しています。幾つか用意してございますので、もしお手元がない方がいらっしゃいましたら、この場で挙手いただけますでしょうか。

では、事務局からは以上になります。よろしく申し上げます。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、次第2に入りたいと思います。子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局です。

では、まず、次第を1枚おめくりいただきまして、資料全体では2ページになります。「次世代育成支援行動計画」についてのところですが、本来ですと、こちらの未来応援部会の所掌事項ではないのですが、全体に関することということで、前回もお示ししました。

その際に、まず資料を行ったり来たりで大変恐縮なのですが、5ページの資料3をご覧くださいませでしょうか。

一番右下ですね。前回のこの部会では、施策目標の(5)安心して子育てと仕事ができ

る環境づくりの③の個別目標です。男女がというところ、これを男女という言葉を用いないで何とかできないかなということを考えまして、性別による固定的な役割分担意識に「かかわらず」といったところでお示ししたのですが、委員の方から「とらわれず」といった言い方でどうだろうといったご提案をいただきました。

それで、資料2のほうに戻るわけですが、こちらのほうで改めて精査したんですが、国の計画ですとか北区のこれまでの計画の中でも、同じようなこういった言い方の中で、「とらわれず」といった言い方をしていること。また、この「とらわれず」のところですが、「とらわれず」といいますと、「かかわらず」に対して「とらわれず」には先入観などが発想の妨げになっている様子があるなどといった意味もあることも分かりましたので、そういったことを踏まえまして、「とらわれず」に変更をかけていて。また、その他いろいろ社会の推進とか、そういったことでもいろいろご意見をいただきましたが、言葉のほうを調整して。

資料4のほうに進んでいただいでよろしいでしょうか。資料4の7ページです。

7ページですが、「社会を推進します」という言い方に違和感があるといったご意見もいただきましたので、「社会の実現に向けた取組を推進する」といった言い方でどうだろうといったことで、先に開かれた子ども・子育て支援計画部会のほうではそういったことをご了解をいただいた次第です。

皆さん、もし何かご意見がありましたら。まず1回ここで説明を区切らせていただきます。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明、資料1から含めまして資料4までのところで、委員からのご意見等があつて、それを精査していただいて修正箇所ということですけども、ご質問、ご意見等、いかがでしょうか。ここまでのところはひとまずよろしいですかね。また何かありましたら、後ほど言っていただいてもと思います。

それでは、続きましてお願いいたします。

【事務局】

今度、未来応援部会のほうに入っていきたいと思えます。

8ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらについては、未来応援プランの基本的な事項を資料5として改めてまとめさせていただきます。

10ページのほうの施策体系のほうでも、基本、現行のものを継承するといったことで、先日の部会では何が変わっていないんだといったご質問もいただいたんですけど、基本前回と変わらないような形で、この体系を組みたいといったご説明をさせていただきました。

そして、ここ、資料6からが新しいお話になります。

資料6ですが、未来応援プランが今回、子ども・子育て支援総合計画の一部に統合されるということで、計画の中での掲載イメージをこちらに書かせていただいでございます。

今までは単独の冊子でしたが、個々の事業については、次世代育成支援行動計画もしくは子ども・子育て支援事業計画のほうでいろいろきちんと中身が示されることから、それぞれ施策をきちんと推進する事業がこれですよといった位置づけが明確にするようにする、それはそのとおりなんです。ただ、事業の中身ですとか、そういった説明については、あまり同じ冊子で詳しく書いている部分もあるので、できるだけコンパクトに掲載すべきといったことを考えまして、このような形を考えているといったことです。

今現在、具体の事業、それぞれ次回に向けてはどんな事業をやっているかといったことについては、現在、今、庁内で精査中のごさいますて、次回以降の子ども・子育て会議ですとか、部会の中でいろいろお示しができればと考えている次第です。

もう一つ、今回、ご審議、皆さんにいろいろご確認いただきたい一番のポイントが、資料7と資料8のところのごさいますて、子どもの貧困対策に関する指標の実績といったものを示させていただきました。

この子どもの未来応援プランなんです。事業を実施したことが、なかなか直接効果に結びつきにくい部分があるかと思っています。ただ、全体として、これらに示している指標がよくなるか、そういったことで事業の必要性ですとか、ある部分、進捗ですとか、効果ですとか、そういったものを分析するような指標として設けているものです。

資料7のほうが、現行の計画の中で位置づけられているものです。

17の指標のごさいますて、基本、この計画を策定する際に、先行自治体の事例ですとか、そういったものを参考にしながら、こういったものでどうだろうといったことで17の指標を設けさせていただいて、いつも冬に開催される、冬というか秋というか、12月ぐらいですかね。そこで成果の指標などを集計が出るのでお示しさせていただき、皆さんからもいろいろご意見をいただくといったことでやっているんですが。なので、令和4年のほうの実績値はまだお示しできないですが、こういった形でお示ししているというのが資料7になります。

そして、資料8なんです。今回の計画策定に当たって、せっかく計画を策定するので、何個か例えば新しい指標ですとか、この指標はどうなんだろうといったものを区のほうで見直してみました。

今ある現行のものですが、私どもで考えましたのは、どれもある部分、お子様の貧困といますか、そういったものを図るには適切な指標ではないかということで、ここから落とせるものというのはなかなかないのかなといった意見です。

資料8、幾つか色づけをしたものがありまして、追加案とあるのが、今回新たにこの計画の見直しの際に入れてみてはどうかといったことを事務局で考えた案になります。

資料の18ページをご覧くださいませでしょうか。

上から二つ目です。検診の受診率なんです。妊婦さんの検診の受診率についてはこれまでも対象にしているんですが、生後、生まれてからの検診のほうについて、区のほうで集計はできているんですけど、これを指標には位置づけていませんでした。妊婦さんのほうも位置づけており、そういったことから、生まれてからちゃんとお母さんたち、保護者の方がそういったお子さんのことを分かって、きちんと検診を受けていただける、そういったことについては、一つ指標であるかなと考え、追加した次第です。

そして、2、3、4、5、6、7と来まして、追加案二つです。

こちらがアンケートにより、指標に加えてはどうかといったところです。

上のほうですが「ほっとできると感じる居場所がありますか」の質問で、「ある」と答える子どもの割合といったことです。

そして、追加案の二つ目ですが、1日のうち自分の自由な時間、この自由な時間には、家事や家族のお世話等を除き、自分が本当に好きに使える時間のことということについてありますかの答で、「ない」という回答があった子どもの割合といったことで考えてございます。

それで、調査はなるべく少なくともできればなんですけれど、年に1回ぐらいは実施したいなといったことは考えてはいるんですが、ただ、いろいろ学校の事情ですとかそういったこともありますので、今回は毎年実施できない可能性について、こちらから言及しているようなところです。

以上、ご説明を申し上げます。この点について、ぜひご意見をいただければと思います。

【部会長】

ご説明ありがとうございました。

資料5からご説明いただいたんですが、新しいところは資料6からということですが、特に資料7が現行のもので、新しく補足するのが資料8に出ているところですね。この辺りをご検討いただければと思います。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

【委員】

お世話になっています。

単純な質問で申し訳ないんですが、資料8の追加案のところ、調査される学年が小学5年生と中学2年生ということで、現行にあります7番は、小学6年生、中学3年生と学年が異なっているんですけど、この小学5年生と中学2年生を選ばれた理由を教えてください。

【事務局】

これらの調査については、既存の調査が、つまり6番、7番については既存の調査があって、この学年を対象に実施している実例があるんですね。ただ、実際、区のほうで、例えば学校の児童生徒を対象にするアンケートを新たに設けるような場合については、やはり例えば中学3年生だと受験があつてなかなかそういったことに負担はかけないようにといったことで、どうしても小学生、中学生といった場合には、小学生ですと5年生、中学生ですと2年生を対象にかける場合がとても多いものですから、そういったことで、やるんだったら5年生、2年生かなといったことで示してございます。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【部会長】

はい、どうぞ。

【委員】

前にも何かこのような質問をしたような記憶があるんですが、この11番の不登校者の確率、これは貧困と関係あるんですか。貧困だと不登校になるという、そういう何か根拠とか学説とか資料とか、何かあるんでしょうか。質問です。

【事務局】

不登校の原因は様々でございまして、確かにおっしゃるとおり、家庭が貧困であれば不登校に必ず結びつくかといった根拠はないんですが、ただ、家庭に課題があることが不登校につながることはあるので、そういったことで入れさせていただいているのが今のところの考えです。

【委員】

私どもが地域でやっている子ども食堂とか、学習支援教室にも不登校のお子さん、小学生とか中学生が来ているんですけど、もちろん何か家庭に問題がある場合もありますけど、貧困とは関係がないなと思っていて、学校の授業と不適應、一斉授業に向かない子がいたり、いじめを受けて行けなくなったとか。保護者の方の精神が不安定だとか、それでお子さんも精神的に不安定だとか、そういうことはよくありますけど、どうも貧困と結びつかないので、ほかの自治体でもこうなんですね、きっと。東京都とか。そこもそういうふう判断して取っているんですよね。北区だけでやっているということはないですもんね。不思議な気がします。

【事務局】

今回、改めてやる中では、他自治体の事例とか、いろいろ参考にしたところで、特段この指標について、例えば北区が独自、ユニークなものなのかといったことでは確かにはないんです。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

追加質問のところの1日のうち自分の自由な時間のところなんですけど、「ない」というところで貧困ということなんですけど、今の子どもって塾とかもめっちゃめっちゃ忙しくて、学校が終わったらすぐ塾に行って帰ってきて、結構夜遅く9時とか10時とかまで帰ってきてという状態だと、1日のうちの自分の自由な時間というのはないと答える方が一定数いるんじゃないかなと思って。そうすると「ない」というところで、逆に塾とかに通って

いる人というのは貧困と逆の世界の話かなと思っていて、そこは混ざってしまうと思うんですけど、そこら辺はどのようにお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

【事務局】

この辺りのところ、確かに子どもたちにとって分かりにくい質問になってはいけないのかなと思っています。

実際、あくまでも家事や家族のお世話等を除きなので、いわゆる例えば習い事が忙しいとか、決して、例えば習い事というのは別にここから習い事の時間はいっぱいあるんだということについては、できるだけ「ない」じゃなくて「ある」のほうに入っていたきたいなという思いでの質問ではあるんです。だから、確かにぱっと見答えにくい、「等」の中に習い事が入っちゃうんじゃないか、本当に自分は自由時間があるのかなのか、習い事も含めてと捉えてしまうような、そういう懸念というのは確かにあるので、その聞き方については工夫もいるかなと正直思っています。

【委員】

今の委員と同じところなんですけども、習い事でもやりたくてやっている子どももいれば、親が入れてしまって辞めちゃいけないと言われて無理やりやらされている子どももいて。私が知っている子どもは本当は野球をやりたくないんだけど、父親が野球が好きでどうしてもやれと言われて少年野球を延々やらされて、中学も本当はバスケットをやりたいのに野球をやれと言われてずっと毎日行かされて、高校になったら父親にかけ合って、自分はバスケットをやるんだと、言っていて、すごい気の毒で。そんな子もあるので、習い事はその子にとって苦痛である場合もあれば、楽しい場合もあっていろいろなんですよね。

でも、この質問で多分聞きたいのは、本当にひとり親家庭で家事をやっている子はいまいます。なので、家事が終わらないと寝させてもらえない子もいるし。だから、あとヤングケアラーもやっぱりそうですよね。自分の自由な時間を家族のために使っているという、そこを多分知りたいんですよね。そうしたら、「家事や家族のお世話を毎日2時間以上している」とか、普通の子どもはこういうことを2時間絶対しないので、そんなふうな具体的なことを言ったほうが答えやすいんじゃないですかね。自由な時間と言って、多分30分テレビを見られると言って、それが自由な時間であると丸をつけちゃって、その子はその子で本当は30分じゃあかわいそうですよね。本当は1時間ぐらひは最低あってもいいし、それがテレビを見て終わりみたいな、それが自由の時間かという、また違うし、だからやっぱり質問を変えてやったほうが、「家事や家族のお世話などで1日2時間以上時間を使う」、1時間でもいいんですけど、そういう具体的な質問だと、お子さんは答えやすいかなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

確かに質問の仕方については、工夫が必要だなというのは兩名からいただいて、そう思いました。初めにご意見をいただいたときには、例えば塾とか習い事は違うんですよとか、何かそういった注釈をつけるのもいいのかななんて思ったんですけど、子どもたちにも若

干いろいろ私たちも最近、この後、子ども条例とかがあるんですけど、実際、子どもたちに答えさせて答えられるのかというのをきちんと検証する必要もあるのかななんていろいろ考えていまして、そういった何人か、自分の子ども職員の子どもでも本当にそうなんですけど、いろいろ子どもたちにも聞きながら、お答えやすい形をいろいろ考えていきたいと思えます。

ただ、趣旨としては、皆さん。聞いても、本当にいろいろそういった家事とか家族のお世話とか、そういったことで時間を取られる子どものある数というのは、貧困にも結びつく部分があって、その辺りのところの改善についてはやったほうがいいのかななんていうご意見かななんて受け止めていますけど、どうでしょうか。

【委員】

家族のお世話が貧困と結びつくかということ、難しいとは思えます。

あと、子どもに若干聞いてみてと言っても、家事や家族の世話をやっていない子どもにどうですかと聞いても、参考にならないというか、こういうことをしている子どもに本当は聞いたほうがいいかなと思うんですけどね。やっぱり何でも子どもに聞いてみましたと言って、あんまり困っていない子、自由な時間が結構ある子に聞いても、この質問が妥当かどうかと判断しにくいと思えます。事例に沿ってやったほうがいいと思えます。

【事務局】

そうですね。塾と混同しないかなというところの表現だったので、すみません、そんな意見を申し上げたんですけど。ただし、子どもに聞いてよければということでは、じゃあ、判断しないようには気をつけたいと思えます。

【部会長】

ほかにはいかがでしょうか。ご質問ありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

【委員】

指標の取扱方についてお伺いしたいんですけど、今も現行のところではいろいろな指標を取られていると思うんですが、この指標をどうなったら貧困が悪化しているのか、改善しているのかという取扱方をお伺いしたいんですけど、例えば指標を年々追って行って、トレンドが改善していればトータルとして改善しているというのは何か分かりやすいんですけど、例えば、この項目を80%下回ったら貧困だとか、取扱方はどういうふうになっているのかなというのをもうちょっとお伺いしたいのと。あと、追加でやられているところ、アンケートのところはこれからどのぐらいの数値かというところは分からないとは思えますけど、乳幼児期の検診のところは、今はもう集計ができているというところで、今大体どのぐらいの値なのかというのも分かれば教えていただければと思えます。

【事務局】

まず、本当にもちろん虫歯0がもちろんいいわけで、そうなんですけれど、ただ、やっ

ぱりなかなか難しいと。じゃあ、1%から合格なのか3%なら不合格なのかという、なかなかそれも難しいのかなと思っていました。私どもがやっぱり見るのは、まずは基本的には直近数年間の推移を見るというのが一つ。そして、あと、これもこの計画ができてからようやく5年がたつところなので、例えば5年前と比べてとか10年前と比べてとか、恐らくそういったことで、そういったものが全体としてどうなんだろうといったところかなと思います。

ちなみに私、前回、説明したときに、前年度に比べて結構指標が改善されているんですけど、ただ、不登校についてはその率がやっぱり悪くなっているというか、そういった傾向が見られたところがございます。

あと、検診の受診率は、かなり高い率ではあるんですけど、3年度のほうについては、今回手元にないのですみません。

数は出ているので、分かり次第、皆様にいろんなメールとかでお知らせするような形になります。

ただ、基本的にはかなり高い数値ではあるんですけど、ただ、区としては、やはり受けに来られない方が数%でもいるという状況は決して好ましいとは思っていないので、そういったことはいろいろ取組が必要かなと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、資料8までについてはよろしいでしょうか。質問の仕方等をご検討いただくところは、事務局のほうでご検討いただくということでお願いいたします。

それでは、続きまして②ですかね。「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料9のほうをご覧ください。資料では20ページになります。

まず、資料のところで、基本的な考え方の案です。赤字が主な修正箇所になります。

まず、全体構成のところでは、前回、お示しした資料では(4)子どもの安全、安心の保障といった中に、①から⑥を設ける構成としてございました。ただ、その内容をそのままに(4)から(7)に置き換える形としてございます。ただ、基本、内容については、基本的には引き継いだ形としてございますので、番号の振り方を変えたということでご理解いただければと思います。

大きな変更としては(10)の権利委員会を加えたところです。

前回のこちらの部会では、様々なご意見をいただきました。私のほうも、先行区のヒアリングの中で、子ども・子育て会議と権利委員会、確かに一つにできるのではないかといた先行区の職員の方からのご意見もいただいたので、本当に恥ずかしい話で認識が間違っており、議論については本当に支障を来すこととなり、大変申し訳なく思っているんですが。子ども・子育て会議とは別に専門の会議を置いて、きちんと大事なことなので検証しましょうといったことについては、そのとおりと考えまして、そういった意見をいただきまして(10)を新たに加えた次第です。

その他、変更を加えた箇所です。1枚おめくりいただきまして、赤字のところですが、(4)の①というのがあります。ページで言いますと、22ページになります。

家庭的という言葉の捉えについて、前回、もう一つの部会のほうの議論を踏まえまして、「安心して過ごせる環境のもと」といった言い方に修正したことがございます。

また、次のページですね。23ページになるんですが(6)です。相互に尊重し合うといった言葉を加えさせていただきました。

次です。その後、もう一枚おめくりいただきまして(9)です。24ページの(9)ですが、子どもの権利の普及に関する区の役割について、文章を補強したところですが、

続けて、子どもたちのアンケートについてです。

前は、子ども・子育て会議で検討をするために、いろいろと区の思い、また、あえて人によっては懸念と捉えられてしまうといったところについて書き連ねましたが、今回、ほぼ子どもたちに問いかけを行うような体裁を提示しています。

ただし、分かりやすいようにイラストをふんだんに活用するほか、特に小学生向けには表現を分かりやすい形とする工夫を行っていきたいと考えてございます。このアンケートについては、小学校、中学校の校長会にもお示しし、何とか積極的な回答がいただけるような形での検討をいただいております。

以下内容について、では、説明をします。

基本設問としては、前回、お示ししたものと同一としてございます。

まず、27ページからご覧いただけますでしょうか。

問1が条例の名称です。前は三つ目の選択肢として「その他」を設けましたが、この段階で新たな案を調査し、選択の幅を広げても混乱を来すのではないかと懸念もあり、削除して2択でもいいのかなと考えたのですが、改めて子どもたちからの意見をいろいろいただいたものを読み返しますと、「幸せ」というキーワード、言葉が寄せられていて、それもこの条例が目指す子どもたちの姿として、そういったものもいいのではないかと考えた考え方。ただ、2択にした場合、アンケートとして若干どちらが勝つかではないんですけど、そういった性格が強いのになってしまうのかなといった感じもあったもので、あえて3択で加えてみてもいいのかなと思っています。

なお、前回子ども・子育て支援計画部会のほうでは、区議会のほうから「家庭」といったアイデアがあって、それについて加えることがあるかもといった考えがあって、実際、区議会でも言われても、正直「家庭」といった意見についてはあまり支持が得られていないといったことを区議会にも説明し、ご理解いただく。ただ、区議会のほうでやはりきちんとした理由とかを示され、加えてほしいということであれば、これは入れる形でやらせてくださいといった説明をしたんですが、たまたま前の部会と今日の間に関議会に報告する場がありまして、「家庭」というのはない形で基本ご理解いただけたと思っていますので、大丈夫かなと思っています。

次、二つ目として、前文の体裁とキーワードです。

ただ、このアンケートで、前文のキーワードといったところ、前文については体裁、ア、イ、ウといったことで前回お示ししたもの。そして、あと盛り込んだほうがいい文言、キーワード、文章、そんなものをお示しさせていただいたんですが、この(2)というのがなかなか思いつきにくいのかなといったことです。そういったことから、区のほうでは、

もう一枚進んでいただいて30ページの間は4なんですが、「あなたが幸せを感じるのは、どんなときですか」という、こういった質問にはとても答えやすいのかなと思っています。そういった言葉で寄せられた子どもたちの意見、そういったものを前文に盛り込むような、そういったことはできるのではないかと考え、例えばこの質問では思いつかなくても(4)から子どもの幸せとか、どうあるべきかといった姿については参考になるものがあるというのではないかと考えたことで、こういった質問を入れてございます。

問3ですが、前回と変わりませんで、1から7、子どもの権利条約にもきちんと明示され、先行他区の子ども条例では基本網羅しているようなものについては、この重要性についてはそれぞれ認識いただけるような形でイラスト等も加えお示しし、そして、①から⑦にありますこれらの件については、若干オリジナリティーが高いと申しますか、他の自治体の事例等を参考にしたものもあるんですが、盛り込んでいる自治体等は少ないようなものです。そういったものについて、これは子ども・子育て支援計画部会のほうであったんですが、子どもたちがその権利について、前回示したときはそれぞれの権利について必要、不要を問うような形での問いかけをするような案を示させていただいたんですが、子どもたちが要不要を判断するとかということではなく、どの権利が重要かということや若干自分に照らし合わせてみてということにはなるんでしょうけれど、いろいろ比較検討するなどの作業の中で、その権利の重要性などをご理解いただく、そんな取組ができるのかなといったことで、どれが重要かといった形で問いかけを行ってみるような形を考えてみました。

また、事務局のほうでも、ここでは例示されている七つと、あと選択肢にしている七つとで計14の選択があるわけですが、それら全部についていろいろ子どもたちに問いかけるような形もどうかといったこともいろいろ考えたんですが、やはり10を超える選択肢の中からはいろいろ、例えば要不要を判断したり、必要なものを選択したりといったことが、なかなか回答者の立場からして、混乱があるのではといったことで、私どもとしてはこのような形を示させていただいたところです。

次です。資料11のほうをご覧くださいませでしょうか。

先に開催された子ども・子育て支援計画部会で出された主なご意見についてです。

まだ議事録としてはきちんと承認は取れていない段階ですので、発言のキーワード的なものだけを網羅しており、下線については、全員の総意とは言えずとも、区としては受け止め、反映させていきたいといったことで考えているところです。

この回答時間の目安を示すべきというのは、子どもたちにアンケート、答えてくださいといったときに、そんなに時間がかかるものじゃないですよときちんと示すこと。あと、全ての問いに答えなくてもいいんですよということもきちんと示すべき。そのほうが子どもたちにとって、じゃあ、答えようといった点が気になるのではないかとということ。

あと、区内の区立の小中学校には、区のほうで1人1台の端末を入れていて、ただ、小中学校、私立の学校もあるので、私立の学校、区民だけでなく、ただ他区の方も通っているわけですが、区の学校には通っている区民の方とも捉えられるので、そういったところにもぜひ協力をお願いしたいということで、今現在、取組を進めており、かなり協力的な学校があるのかなといった状況です。

以上、ご説明とします。

【部会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明、資料9から11までですが、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

【委員】

まず、22ページの⑤保護者の役割、一番上ですね。そこで、「保護者は子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもの年齢や成長に応じた支援に努めること」と書いてあるんですが、保護者が「支援する」という表現は何か変じゃないかと思います。文末は「子どもの年齢や成長に応じて養育すること」のほうがすっきりするのではないかと思います。支援は保護者以外の大人がするべきものだと思います。

それから(8)、23ページですね。ここの①子どもの権利擁護についての説明ですが、「区は、子どもの権利侵害等について適切かつ迅速に処理するため」って、何かすごい事務処理みたいな、「処理」という言葉がどうも私は引っかかりまして、例えば「子どもの権利侵害からの速やかな救済と権利の保障を図るため」とか、「救済と権利の保障」としたほうが具体的に何をするのが分かると思います。迅速に処理って何をするんだろうと、非常に抽象的な表現だと思いました。

そして、②子どもの権利擁護委員ですが、これは人数が書いていないのですが、人数を書きますと前にお答えいただいた気がしますが、ほかの区だと3人とか5人とかあって、権利委員会のほうも人数が10人以内と書いてあるので、ここでも3人でも5人とかご提案をしていただけたらと思います。

そして、(10)子どもの権利委員会を設置していただけることになって、私どもの会員は非常にみんな喜んでます。本当に欲していたものです。

これ、続けてアンケートのことを言っていていいですか。それとも1回切りますか。

【部会長】

1回、切ってください。

【事務局】

文言の提案をありがとうございます。

そのほうがいいのかと個人的に思う部分もあれば、深く言葉の意味というか、しっかり確認して、反映すべきものについては反映していきたいと考えています。

ご提案ありがとうございます。本当に調べたら、さっきの「かかわらず」と「こだわらず」でしたか、そういったこともあったので、いろいろ慎重に対処して必要に応じて修正を加えていきたいと思います。

ただ、本当にこの条例のこの文言については、先行他区いろんなところが東京都内だけじゃなくいろんなところが作っていて、ほかでかなり用いられているもの、あんまりうちのほうでは独自の表現というのはあまり使わないように心がけてはいます。ただ、そうい

ったことのほうが意味が伝わるのであれば、伝わりやすいところがあれば、ぜひぜひそういう形で示していきたいなと考えています。

それで、権利擁護の人数なんですけど、3名で一応考えています。

【部会長】

じゃあ、よろしいでしょうか。

続けて、今度はアンケートのところですか。はい、お願いいたします。

【委員】

アンケートで、子ども条例の名称を「権利、未来、幸せ」と並べた3択から選択させるというのは、「子どもにそういうことを聞いていいのか」と、多くの会員から疑問に思うという声が出ています。というのは、「未来」という言葉は耳当たりがよくて分かりやすいし、希望を感じる言葉ですよ。割と選びやすいのかなと思いますけど、感触としては、大人が「こういう未来がいいでしょ」と容易に介入できてしまうように思ったり。また、その一方、「権利」というのは、子どもたちにとってなじみが薄い言葉かもしれないし、耳当たりがよいとは思えないが、「誰も介入することができない、その人、その子ども本人の領域になる印象が強まると感じる」という意見です。

大事なのは言葉の好感度じゃなくて、これまで何度も発言してきたように、また、子ども食堂で今困っている子どもたちに対して行ったヒアリングでもお示したように、実際に権利を侵害されて困っている子がいるということで、岩崎会長からも「弱い立場にある子ども、SOSをなかなか出せない子どもたちの権利を保障し、救済するための条例であるべきなので、「権利」という言葉を使う必要がある」というご発言もありました。私もそう思います。

現在、改訂中の北区基本構想でも、基本目標2の子ども家庭の項で「全ての子どもの権利を尊重し」と書いてあります。子ども自身が自分の権利を知るためにも、また、大人の責務・責任として、条例の名称に「権利」を使っていたらいいと思ってるので、子どもにこういうどれがいいという、聞きたい気持ちも分かるが、ここで聞いて本当に困っている子の権利の保障につながるのかということですね。なので、この3択はないほうがいいと思います。

子どもの意見表明というのは、子どもに聞くべきことは意見というよりも、子どもがふだん、なかなか意識すらしにくくなっている本音や本心、内心、心のうち、気持ちを聞くことで、そういった場の保障がすごく大事だと思っています。そういったことから、条例の前文について、ここで何か人気投票をする必要はないんじゃないかという意見も会員から出ていますし、私もそう思います。

それでも実施したいということであれば、この中から選ぶのはなかなか難しいかもしれないので、どれにしようかと結構迷うと思うんですよ。別にどれかが変なわけじゃないので、「エ」として「選べない、または分からない」という項目を加えて、「オ その他」としてはどうかだと思います。これ、全部読んで判断するのはすごい大変です。大人も大変だと思いますよ。保護者がどれか選べと言われてたら。じゃあ、分からないですよという答えもあってしかるべきかなと思います。判断する何か根拠とか基本的な知識とかがないと

答えられないと思います。

また、29ページ、問3、設問の設定に疑問を持ちます。個数の問題じゃなくて、0でもいいし、一つでも二つでも三つでも、それぞれが入れてほしいものを聞いたらいいいんじゃないかと思うんですね。こういったことで困っていない子は一つもチェックしないかもしれないし、困っていて切実に幾つも選びたい子もいると思います。修正案としては、「次に挙げた権利のうち、条例に加えてほしいと思う権利に丸をつけてください」でいいと思います。非常に簡単で、字を書かなくていいですし、欲しいと切実に思えば丸は多いし、別になくてもいいと思う子は丸をつけなくていいわけだし、そういう聞き方のほうが私はいいと思います。

それから、30ページ、問4についてですが、こういう質問はとてもいいとは思いますが、これと同時に「あなたが不安を感じるのはどんなときですか」など、不安、悩みについての質問もあったほうがいいという意見が会員から来ています。子どもが困ったときにこそ子どもの権利を知っていることで、相談していい、助けを求めていい、立ち止まって自分のペースで休んでいい、そういう権利があるんだと知ってほしいわけなので、そう思います。

以上です。

【事務局】

たくさんのご意見をありがとうございます。

まず、最初の間1です。これは、すみません、私以外にもいろいろ、こちら側の職員、いろいろ思いがあってのことかと思しますので、まず私が担当している立場から言わせていただきますと。間1については、まず、子どもたちから少なからず意見をいただいているところだと思っています。確かに耳障りのよさ、そういったこともあろうかと思うんですけど、耳障りのよさ、子ども受け、子どもたちがある部分、この条例を好きになってもらうといった言葉では、子どもたちにとってなじみやすいというか、分かりやすいというか、ひょっとしたら未来というのは明るいイメージがあるのか、そういった要素もそれは子どもたちにとってはある部分必要なものではないのかなといった思いもあります。

あとは、子どもたちにとって、例えば先行自治体のほうが権利権利と確かに使われているので、そういうものと同化しないような何かオリジナリティーがあったほうがいいよねなんていう声も正直ありました。そういったことを含めて、決して私も別に権利というのが悪いとも何とも思っていないくて、本当にここの会議ではいろいろ「権利」という言葉についてとても必要なことであり、その重要性というのが分かって、実際、私も子どもたちに、大人はすごく権利という言葉は大事だし、権利についていろいろ保障するような条例にしたいんだと。あと、権利という言葉について、今回、私ここの議論があったからこそ、例えば子ども・子育て支援計画の中にも「人権」という言葉ではなくて、「権利」といった言葉をうたわせていただいて、それが今、基本計画の案に逆に反映されたような形だと思っています。権利って本当に大切なんだよ、それを区としても前面に出していこうよといった思いではあるんですが、ただ条例というのはある部分、今回の条例の主役である子どもたちの意見をできるだけ反映させた形でというのは、ずっと制定の際にある部分言った約束だと思っていて、子どもたちにもある部分通っていて、それなりに支持は得られて

いるものなので、自分としてはやはりこの辺りのところ、権利というのも大事なんだよと、ある部分子どもたちにこれを示すことで問いかけられるのではといった思いも私にはあります。

次に、条例の前文なのですが、確かにこれはなかなか形にするのは難しいのかなといった思いもあります。小学校長会でもいろいろ検討いただいて、4年生でも何とか答えられる子もいるのかなといったことでは聞いてはいます。ただ、条文に盛り込んだほうがいいキーワードというのは確かに難しいところもあったのかなと思いますので、それは先ほども言ったような形です。

それで、エとして分からないとかという選択肢については、私はそれは考えとしてはありなのかなと個人的には思います。

次に、問3なのですが、こちらがどうかというと、前の部会と若干意見が相反する部分なのかなと思っています。実際、私のほうでは、どうかといえば前回は要不要、必要なものは幾つでも挙げてくださいといったことで、全部の選択肢に対してマル・バツをつけるような、そんなイメージでの質問をさせていただいたんですが、丸とかバツとかというのではなく、いろいろ比較検討をする中で、アンケートを例えばそんな多くの子どもたちがやって、例えば、おまえ何にしたといったところで、それぞれ違った答えがあって、じゃあ、何でそう答えるのと言ったときに、そういったことでそれぞれの権利の重要性が学べたりとか、身につけられたりとか、そういった効果があったりするのかなといったことでの効果もあるのかなといったことです。個人的には、要不要を問うようなやり方というものもありではあると思うんですが、今のところはこういう選択を考えさせていただいたところですよ。

不安に思うことなんですけれど、確かにいろいろな機会を持って、そういったことでの子どもたちの声をいろいろ集めていくべきだとは思いますが、今回については、前回の記述式のアンケートで、かなりそういった点については逆に答えさせていただいて、それをある部分、こういったことを望んでいるんだ、こういったことで不安を持っているんだ、じゃあ、大人たちにいっぱい相談できる権利というのを盛り込めたらいいよねなんていう発想につながったので、まずは今回の条例のある部分、内容にきちんと直結するといった点では幸せを感じるよといったところで、今回はとどめさせていただきたいなといった思いです。

【事務局】

事務局から、重なる部分もあると思うんですけど、少しお話しさせてください。

最初の条例の名称のところなんですけども、委員のお話とかもそういう考え方もあるかなとも思っているところはあるんですが、やっぱり自分としても、先ほど、高木が言ったのと重なるとは思いますが、やっぱり今回、この制定の過程にも、子どもたちにしっかり関わってもらいたい。その制定の過程に関わってもらうことが、やっぱりこの条例そのものに、子どもたちがすごく関心を持ってくれることにつながるんじゃないか。そういったこともすごくあります。なので、名称という意味ではすごく象徴的な部分でもあると思うので、子どもたちの意見が多いものがそのまま名称として採用されるかどうかというのは今後になるので、まだ今の段階では何とも言えないところではありますけど、やっぱ

り子どもたちがより関心を持ってもらえる、親しみを持って自分たちのものなんだと捉えてもらえるような名称はどういうことかというのを、事務局としては聞いてみたいなという、そんな思いで入れさせてもらったところであります。

あとは、幸せのところなんですけども、ここについては、先ほども説明させてもらいましたが、子どもたちからいろんな意見を聞く中で、幸せというキーワードが出てきたというのも確かにあるんですけども、この条例を制定するのは何のためかと考えたときに、すごく端的に表現すると、子どもたちが今も未来も幸せでいられるような北区、町をつくっていく、そのための一つのものだと考えています。そういったこともあって、子どもたちがこういうときに自分は幸せだと感じるなというのを書いてもらって、そうなるための条例なんですよということ、例えば全文であるとか、条例制定の目的であるとか、そういったところに少しキーワードとして入れ込んでみたいなという、そういう思いがあって、幸せとを感じるのはどんなときですかという設問をご提案をしているということがありますので、この部分、ご理解いただけたらありがたいかなと思います。

以上です。

【委員】

問4、「あなたが一番幸せを感じるのは、どんなときですか」、これを別に変えてほしいとは言っていません。これもいいし、こっちも、不安や悩みについて聞くのもどうですかと言っているだけで、幸せは、私は人権擁護委員をしているんですけど、人権について子どもに説明するとき、「誰でも、あなたもほかの人もみんなが幸せでいていい、誰もほかの人の幸せを邪魔しない、そういうことなんですよ」と説明するので、幸せでいるのはすごくいいと思っています。

それから、問3の(1)については、要不要を聞いているわけではないです。これははっきり言います。不要とか必要とかじゃなくて、回答をする子どもがどれが切実に欲しいかというのを聞くだけです。そういうことです。不要というのは失礼ですよ。全部私は必要だと思っていて、全部入れればいいと思っているので、別に不要だという言葉は聞く必要もないし、マル・バツなんかとんでもないと思います。本当は全部必要だけど、これを手に入れていない、そういう環境にない子どもがいるので、切実にどれが欲しいかを聞くだけです。

それから、「未来」について「耳当たりがよい」と今さっき言ったんですけど。やっぱり数で名称を決めるわけではないというご意見、お話を聞いたのでほっとしますが、子どもの権利条例については、大人の責務・責任として、決めた後もその内容に責任を持って行動していく、これに即してやっていくという、北区に住む私たち大人の意見表明だと思っているので、やはりそこで権利条例という名称にしてほしいと思っています。

でも、子どもたちに自分の条例だと思っしてほしいから、条例の名称を聞きたいという部長の話も分かります。

【部会長】

ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

【委員】

アンケートなんですけど、実施場所というのはどちらになるのか、もし分かれば。例えば学校でやるのか、家でやるのか、この手紙、例えば手紙を出して、家で答えてくださいとかという話になると、まず回答しないかなというのが想像できるので。あと、取りまとめのほうも、学校、クラス単位で例えば取りまとめて出すのか、それともグーグルフォームみたいな感じでアンケートをぴっと押すとすぐ飛んじやって、回答が終了しちゃうのかというところでも、また、本当に学校単位でどこまで学校にお願いするのかと、もしかしたらまだ決まっていないかもしれないですけど、その方向性がもし何かあるんでしたら教えていただきたいなと思います。

【事務局】

全ての学校がどうかというのはあれなんですけれど、今回、前回、子どもたちが困っていることについてどうですかといった問いかけをさせていただいたとき、非常に回収率が悪かったというのがございまして。前は特に、昨年度かなり学校へのアンケートというのが本当にすごい数、区役所のほうから行きまして、本当にもう処理が大変だったというか、そんな状況もあったので、私もお願いの仕方があまりよろしくなかったのかなという、反省はございます。

今回のアンケートについては、ある部分子どもたちの、例えば困っていることというのを入れてしまうと何ができなくなるかということ、学校でやるということが困難になるというのも一つあるんです。つまり、本当に切実に困っていることをのぞき見されしまうというのがなかなか、やっぱりそれは学校として気を遣うらしいです。なので、もちろん学校の中で時間を取っていただければ回収率は上がると思うので、基本的には今回、例えば権利なんかについてもどれが大切だと思うなんて、ある部分、雑談でもしながら、本当に子どもたちで話し合いながらやっていただくぐらいでもいいのかなと思っていて、ぜひぜひまずできれば学校の中で皆さん、回答をする時間を個別に設けて、回収率100%を目指してくださいといった言い方を今回はしようと思っています。

ただ、学校によっては個別の事情によって、うちは時間が取れないから家で絶対やってこいよとかという言い方になってしまうということは、あるかもしれないんですけど、そういうことは受け止めて考えていきたいと思っています。

あと、委員のところ、私も先ほど答え方のところで、ちょっと不十分なところがあって、取捨選択といったことではなくて、確かに子どもたちにとって、どの権利が必要ですかといった問いかけ方になるといいのかなとは私も思っているんです。それで、前回の部会では上位三つでも一つでもいいし二つでもいいし、あなたにとって必要なものをということで、マル・バツとかじゃなくて、個数に縛られないということであつたら、それはそれで何かしら工夫はできるのかなとも思うので、その辺で検討してみたいかなと思いました。

あと、手法ですね。手法はグーグルフォームみたいなものです。ただ、設定があるらしくて、区立の場合ですね。私立さんの場合は、例えば紙でくださいとかというやり方をす

るところがあるようなので、紙の場合は、やっぱり1回収しちゃって、先生、間違っただからもう一回というのはできないんですけど、区立学校の場合は回答期限であれば、俺、ちょっと考え変わったなといったときに上書きして、締切りまでであればまたできる。そういった形でのアンケートになります。

【部会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
お願いします。

【委員】

今のアンケートのところなんですけど、実施時期が7月から8月ということなので、夏休み期間になってしまうので、説明しながらというのが難しいのかなとは思うんですけど。

【事務局】

この期間なんですけど、今現在、この形だと子どもたちに受けが悪いというか、そんなことを考えていまして、子どもたちにより分かりやすいような形になるよう、イラストをプロの業者さんに発注したりとかして、今回はかなり気合を入れて頑張ろうというところで、どうしても7月中旬ぐらいになりそうなんです。そうすると、すぐに夏休みに入ってしまうので、新学期9月ぐらいでも、1週間ぐらい取って、そこまでの回収期間にしようかななんていう、そんな思いで今います。

【部会長】

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

それでは私が委員として、意見を言わせていただきますと、資料9、10、11、この三つに関して言いますと、まず、資料9のほうですと、条例の全体構成の最後に権利委員会を入れていただいてありがとうございます。

あの後、私も確認しましたが、東京の特別区で条例を既に制定しているところで、この権利委員会を置いているところは結構あると思います。やはり、この委員会というのが必要だということは前にも意見として申し上げたんですけども、これを入れていただいたことで条例というものがかなり確かなものになっていくと思われました。ありがとうございました。

それと、もう一つは、細かいところはほかの委員も言ってくださったので、やはり資料10の問1の条例の名称についてですね。これも、以前から子どもたちにそれを聞くということがあって、子どもの意見を直接聞くということは確かに重要なことではあると思うんですけど、一方で、先ほど委員も言われたように、この権利、未来、幸せということを言葉と比べると、端的にすごくいいイメージがあるようなものを選びやすく、なかなか堅い言葉だと選びにくいかなという印象はあるんですね。条例というのは自治体の法令ですから、やはり端的に中身を表している、そのほうが一つはいいのではないかと。ですから、私は個人的には、子どもの権利を保障するという明確な目的があるので、やはり条例の名称として権利を入れる必要があるのではないかと思います。

それから、もう一つは、これも委員がこういうのは大人からの意見表明ということをおっしゃったんですが、それと同じようなことなんですが、条例というものは何かということの議論の一つに、社会や大人からのメッセージである。これは、北区に住む全ての大人、そして行政から区民から、そういう人たちから子どもへのメッセージ。私たちはこういうふうに子どもの権利を考え、そして守っていくんですよ。もし侵害されている子どもがいたら、手を貸して、侵害を許しませんよということを使うわけですよ。ですから、そういう内容を含んだものは、非常に画期的なすばらしいことだと私は思っていますので、一つ目の理由と同じなんですが、端的に中身を表しているもの、明確に表している言葉を入れるほうがよいと思います。ですから、参考意見として聞いていただくのはいいと思うんですが、数の多い少ないだけで決めないで、もうちょっと総合的に名称は考えていただけるといいかなと。これは委員としての意見でお願いしたいと思います。

以上です。

【事務局】

ここで、本当に権利という言葉がたくさんの方から恐らく支持されて、区議会でもやっぱり、区議会ですから区議会議員なので恐らく被選挙権がある25歳以上の大人だと思っているんですけど、その方々からは、やっぱり権利という意見は多く寄せられていて、そういったこと一つ一つが重い意見だなとは正直思っています。ただ、一方で、子どもたちが権利を保障して明るい未来を見せてくれよ、俺たちの幸せを保障してくれよという、そんな思い。それもそれで私たちは実際、子どもたちの意見を聞いた者としては、それもそれで一つ考えなのかななんて思っています。

いただいた意見、ぜひ参考にして、区で広く議論をして、名称については慎重に検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろんな意見が出ましたが、事務局のほうでご検討いただければと思います。

それでは、最後に次第の3でその他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

事務局から、次回子ども・子育て会議日程についてのみご案内します。

来月、7月24日、子ども・子育て会議、こちらはペガサスホールで開催予定で、委員の皆様にはメールでお知らせしていますが、また、詳細日時については、改めて通知します。お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回北区子ども・子育て会議の子どもの未来応援プラン部会を閉会とします。

本日はどうもありがとうございました。